

はじめに

佐賀県衛生薬業センターは、佐賀県の公衆衛生の向上及び薬業の振興を図るため、感染症、食品、環境、医薬品等に係る試験検査・調査研究を行う県内唯一の行政検査機関として、県民の期待に応えるべく日々の業務に取り組んでいます。

令和5年3月には地域保健法が改正され、地方衛生研究所の役割が初めて法律上に明記されました。このことは全国の地方衛生研究所にとって長年の悲願であり、自分たちの業務に対し明確な存在意義を認められたものとして喜ばしいことであるとともに、国民の期待に応える「能力」を備えなければならないという責任が求められることになりました。

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的に蔓延し、それから5年が経過し、一定の収束状態に落ち着いてきました。昨年5月には法律上の取り扱いが5類感染症に変更され、アフターコロナ・ウィズコロナの時代に移ってきています。

また、近年、全国各地で未曾有の自然災害が発生し、広い範囲に甚大な被害を及ぼすとともに、多くの人命や財産等が失われています。

新型コロナ感染症対応の反省から、国において災害対策に匹敵するような健康危機管理体制の法整備が進められており、衛生薬業センターにおいても、機能強化・体制整備を図ることとなりました。

こういった地方衛生研究所を取り巻く環境・社会が変化していく中で、感染症危機に限らず、衛生薬業センターは健康危機管理の検査部門として、24時間365日、いついかなるときでも、即座に対応し、迅速かつ正確な結果を出すということが求められています。

日ごろから関連行政機関、保健福祉事務所、医療機関、学術研究機関をはじめ、関係の皆様には、多大なる御指導・御協力をいただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後もより一層研鑽に励み、検査技術のレベルアップ、試験検査の効率化、迅速化、信頼性確保に努めて参りますので、なお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月

佐賀県衛生薬業センター所長 深川 玲子